

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 基本給（第11条—第17条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第18条—第23条）
 - 第2節 住居手当（第24条—第30条）
 - 第3節 通勤手当（第31条—第38条）
 - 第4節 役職手当（第39条）
 - 第5節 特殊勤務手当（第40条—第45条）
 - 第6節 超過勤務手当等（第46条—第48条）
 - 第7節 宿日直等手当（第49条—第52条）
 - 第8節 派遣手当（第53条・第54条）
 - 第9節 業績手当（第55条—第60条）
 - 第10節 医師手当（第61条—第65条の2）
 - 第11節 医務手当（第66条）
 - 第12節 専門看護手当等（第67条—第67条の4）
 - 第13節 年末年始手当（第68条）
- 第4章 給与の特例等（第69条—第75条）
- 第5章 雑則（第76条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業規程（平成21年10月 1 日制定。以下「就業規程」という。）第61条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）に勤務する正規の職員（就業規程第21条の規定に基づき再雇用される職員を含む。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規程第37条、第38条及び第39条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
- 3 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当、業績手当、医師手当、専門看護手当、看護職調整手当、看護補助者調整手当及びベースアップ評価料等調整手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給の支給）

第4条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで基本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その期間の現日数から就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日（当該休日が就業規程第44条に規定する祝日及び第45条第1項に規定する代休日と重なった場合には、就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給及び支払い)

第6条 基本給の支給定日は、毎月21日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日を支給定日とする。

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、専門看護手当、看護職調整手当、看護補助者調整手当及びベースアップ評価料等調整手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、基本給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当及び医師手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給の支給定日に支給する。

4 業績手当（年度末賞与を除く。）は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づくものを給与から控除することができる。

7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員の申出により、その者が希望する金融機関等の本人名義の口座に振り込む方法により支払うことができる。

(給与の即時払)

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、当該請求のあつた日から起算して7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 退職し、又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を維持していた者のうち、次の順位による者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫及び祖父母

(5) その他これらに準ずる物

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

(4) その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条、第72条第4項及び第73条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 第46条から第48条までに規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額、役職手当、医師手当（緊急医療加算部分及び産業医加算部分を除く）、医務手当、専門看護手当、看護職調整手当、看護補助者調整手当及びベースアップ評価料等調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第4項に規定する日割り計算その他の計算により、給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第44条から第46条までの規定により勤務1時間に

つき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の第44条から第46条までに規定する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数（第44条に規定する超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）のそれぞれの合計に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

（基本給表）

第11条 基本給表の種類は、次のとおりとする。

(1) 医療職基本給表（別表第1）

ア 医療職基本給表（1）

イ 医療職基本給表（2）

ウ 医療職基本給表（3）

(2) 事務職基本給表（別表第2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）の適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基 本 給 表		適 用 範 囲
医療職基本給表	医療職基本給表（1）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。
	医療職基本給表（2）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及び理事長の定める者に適用する。
	医療職基本給表（3）	保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3のとおりとする。
- 4 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第3に定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第3に定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の号俸は、前項の規定により決定された職務の級の号俸が別表第4に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。
- 3 別表第4は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄（学歴免許等の資格については、別表第5に定めるところによる。）の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第13条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、別表第6に掲げる昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前項の昇格の時期は、4月1日とする。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が別表第6の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合には、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

第14条 職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき。 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸

(2) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき。 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

(3) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超えるととき。 降格した級の最高の号俸

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

（昇給）

第15条 職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員にあつては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、10月1日から9月30日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の人事評価に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数		
		管理職層	一般職層	臨床研修層
勤務成績が極めて良好	A A	8号俸以上		
勤務成績が特に良好	A	6号俸		
勤務成績が良好	B	3号俸	4号俸	3号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸		
勤務成績が良好でない	D	昇給しない		

(2) 55歳（医療職基本給表（1）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数	
		管理職層・一般職層・臨床研修層	
勤務成績が極めて良好	A A	4号俸以上	
勤務成績が特に良好	A	3号俸	
勤務成績が良好	B	2号俸	
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。

3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、一般職及び臨床研修層に該当する職員の区分は、別表第7に定めるとおりとする。

4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇

給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

6 前各項に規定する昇給は、法人の業績が悪化した場合には、理事長の定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合は、この限りでない。

(1) 業務上の災害により死亡した場合

(2) 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

（再雇用職員の基本給月額）

第17条 再雇用職員（就業規程第21条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第19条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長等に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第18条第2項第2号又は第4号に該当する

扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第21条 理事長等は、前条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第22条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第20条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第23条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第21条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員であつて、職員本人が主たる生計者である者に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で世帯主であるもの（理事長の定める職員を除く。)

(2) 当該職員の所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他理事長の定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日

から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
(支給額)

第25条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に11,000円を加算した額

(2) 前条第2号に掲げる職員 2,500円

(届出)

第26条 新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第27条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第24条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により住居手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第28条 第26条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第29条 住居手当の支給は、職員が新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第26条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第30条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員が第24条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するも

のとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車（法人の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等をしなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

（支給額）

第32条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	6,500円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	8,900円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	11,300円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	13,700円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	16,100円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	18,500円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	20,900円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	21,800円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	22,700円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	23,600円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	24,500円

- (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の利用距離等の事情を勘案して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

（届出）

第33条 職員は、新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該

当する場合についても、同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第35条 通勤手当の支給は、職員に新たに第31条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第33条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第31条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第32条の規定による支給額の改定を行うものとする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長の定める通勤手当にあつては、理事長の定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5 第31条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

(返納)

第36条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長の定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長の定める額を返納させるものとする。

(事後確認)

第37条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第31条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(支給単位期間)

第38条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

第4節 役職手当

(役職手当)

第39条 役職手当は、管理又は監督その他の地位にある別表第8の職名欄に掲げる職にある者に対し、同表に定めるところにより支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

- 2 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 3 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 4 前項までに規定する役職手当は、法人の業績が悪化した場合には、理事長の定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第5節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第40条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 夜間就労手当
- (2) 遅出手当
- (3) 解剖手当
- (4) 周産期手当
- (5) 管理職員特別勤務手当
- (6) 手術室等勤務手当
- (7) 危険業務手当

(夜間就労手当)

第41条 夜間就労手当は、医療職基本給表(2)、医療職基本給表(3)及び事務職基本給表の適用を受ける職員が、正規の勤務時間に深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の一部又は全部を含む勤務に従事した場合に支給する。

2 夜間就労手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分に応じ、同表に定める額とする。

勤務時間の区分		手当の額		
適用基本給表		医療職基本給表(2)	医療職基本給表(3)	事務職基本給表
その勤務時間に深夜の全部を含む場合		12,000円	1回の勤務時間が16時間 14,000円	1回の勤務時間が12時間 12,000円 10,000円
その勤務時間に深夜の一部を含む場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	5,800円	6,800円	4,800円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	5,100円	6,000円	4,200円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	3,500円	4,100円	2,900円

第42条 削除

(遅出手当)

第43条 遅出手当は、医療職基本給表(3)の適用を受ける職員が、就業規程別表第1に規定する

日勤時間を基準として、始業及び終業時間を2時間を超えて繰り下げる勤務に従事した場合に支給する。

- 2 遅出手当の額は、1回につき1,000円とする。

(解剖手当)

第44条 解剖手当は、医療職基本給表(1)の適用を受ける職員又は医療職基本給表(2)の適用を受ける職員のうち臨床検査技師である者が、死体解剖に従事した場合に支給する。

- 2 解剖手当の額は、1件につき3,000円とする。

(周産期手当)

第45条 周産期手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 分娩手当

(2) 新生児蘇生手当

(3) NICU手当

- 2 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員に支給する分娩手当の額は、胎児1人につき20,000円とする。

- 3 医療職基本給表(3)の適用を受ける職員に支給する分娩手当、新生児蘇生手当及びNICU手当の金額等は以下の通りとする。

手当の種類	支給金額	加算額
分娩手当	5,000円／分娩(帝王切開を含む)	急速遂娩(緊急帝王切開を含む) 2,000円 難産での助産補助 2,000円 母体搬送入院(担当者1名) 2,000円
新生児蘇生手当 (分娩外回り含む)	3,000円／児	重症新生児蘇生 2,000円
NICU手当	基本手当:2,000円／勤務 NICU入院児2人以上(スタッフ1人あたり) GCU入院児4人以上(スタッフ1人あたり) NICU+GCU入院児3人以上(スタッフ1人あたり) 新生児搬送、新生児緊急入院:2,000円／件	重症児管理 2,000円

※支給金額については、新人と教育係が共同して行った場合はそれぞれ2分の1ずつの支給とする。

- 4 周産期手当の金額、内容等については2年ごとに評価し見直すこととする。

(管理職員特別勤務手当)

第45条の2 別表第8の職名欄に掲げる職にある職員(以下「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の業務の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別に理事長が定める額とする。

(手術室等勤務手当)

第45条の3 手術室等勤務手当は、医療職基本給表(2)の適用を受ける職員のうち臨床工学技士である者及び医療職基本給表(3)の適用を受ける職員が、手術室等に配属され、手術室等の業務に従事した場合に支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

- 2 手術室等勤務手当の月額は、10,000円とする。ただし、業務に従事した日数が当該月の平日の日数の3分の2に満たない場合は、業務に従事した日1日につき500円とする。

(危険業務手当)

第45条の4 危険業務手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症の患者(疑いのある者を含む。)

に行う診療、看護又は検査の業務に従事した場合に支給する。

- 2 危険業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の入院患者に行う業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

第6節 超過勤務手当等

（超過勤務手当）

第46条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（医療職基本給表の適用を受ける職員が宿日直勤務の際に患者対応した場合を除く。）には、適用しない。

- 2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が深夜である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日における勤務のうち次項に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 前項に定める就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日における勤務から除かれる勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を就業規程第37条の規定の適用を受ける職員として勤務した者 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における休日の振替（就業規程第39条に規定する休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により休日（就業規程第37条第2項に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を就業規程第38条の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における休日（同条の規定により休日とされた日）に限る。以下「原休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

（ア） 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて4番目の原休日までの間の原休日

（イ） 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて5番目の原休日までの間の原休日

イ 当該月における休日の振替（就業規程第39条に規定する休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により休日に変更された日

（ア） 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて4番目の原休日までの間の原休日

（イ） 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて5番目の原休日までの間の原休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との均衡を考慮して理事長が定める日（休日給）

第47条 就業規程第44条に規定する祝日（就業規程第45条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間

中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第48条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第7節 宿日直等手当

第49条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿日直手当
- (2) 救急呼出待機手当
- (3) 緊急呼出手当

(宿日直手当)

第50条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間以下の場合には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員の宿日直勤務 30,000円(ただし、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を受けている医師にあっては、20,000円)
- (2) 医療職基本給表(2)又は医療職基本給表(3)の適用を受ける職員の宿日直勤務 8,000円(ただし、管理的業務を行う職員にあっては、当該額に日直勤務においては3,000円、宿直勤務においては6,000円を加算した額)

2 前項の宿日直勤務は、第46条から第48条までに規定する勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第51条 救急呼出に備えて待機を行った職員には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院内において行う待機 30,000円
- (2) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院外において行う待機 3,000円
- (3) 医療職基本給(2)又は医療職基本給表(3)の適用を受ける職員 次に掲げる待機の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該職員が日勤帯、夜勤帯を通して行う待機 3,000円

イ 当該職員が日勤帯、あるいは夜勤帯の一方に行う待機 1,500円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長の定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定する予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

(緊急呼出手当)

第52条 業務の都合により、正規の勤務時間以外の時間(祝日等を含む。)において緊急呼出により勤務を命ぜられた医療職基本給表(2)、医療職基本給表(3)又は事務職基本給表の適用を受ける職員には、その緊急呼出1回につき、次の各号に定める額を緊急呼出手当として支給する。

- (1) 勤務を要する日

ア 勤務の開始時刻が正規の勤務終了時刻から午後10時に至る間(午後10時を含まない。)及び午前5時から正規勤務開始時刻に至る間(正規の勤務開始時刻を含まない。)の緊急呼出
2,000円

イ 勤務の開始時刻が午後10時から午前5時に至る間(午前5時を含まない。)の緊急呼出
3,000円

- (2) 就業規程第37条、第38条及び第39条に規定する休日、並びに就業規程第44条に規定する祝日

ア 勤務の開始時刻が午前5時から午後10時に至る間(午後10時を含まない。)の緊急呼出
3,000円

イ 勤務の開始時刻が午後 10 時から午前 5 時に至る間（午前 5 時を含まない。）の緊急呼出
4,000 円

2 緊急呼出手当の金額、内容等については 2 年ごとに評価し見直すこととする。

第 8 節 派遣手当

（派遣手当）

第 53 条 派遣手当は、職員が、在勤する事業場から、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する病院等に派遣され、診療その他の業務に従事したときに支給する。

- (1) 当該病院等の職員の確保が困難であるなど、職員の派遣が必要であると理事長が認める場合
- (2) 当該病院等の職員の確保又は診療機能の確保を図るために職員を派遣することについて、当該病院等から要請があり、理事長がそれを受諾する場合

（支給額）

第 54 条 派遣手当の額は、前条に規定する業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該病院等から法人に支払われる報酬がない場合には、支給しない。

- (1) 業務に従事した時間が 4 時間以上である場合 20,000 円
- (2) 業務に従事した時間が 4 時間未満である場合 10,000 円

第 9 節 業績手当

（業績手当）

第 55 条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。

- (1) 基礎的支給部分
- (2) 業績反映部分
- (3) 年度末賞与

（基礎的支給部分）

第 56 条 基礎的支給部分は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 70 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第 6 条第 4 項に定める支給日に支給する。

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 135、12 月に支給する場合においては 100 分の 140 を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 115、12 月に支給する場合においては 100 分の 120 を乗じて得た額）に、6 月に支給する基礎的支給部分については前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、12 月に支給する基礎的支給部分については同年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60
- (4) 3 月未満 100 分の 30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 135」及び「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、「100 分の 115」及び「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とする。

4 第 2 項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額とする。

5 別表第 9 に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額に同表に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第 66 条第 1 項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第58条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、法人に対する信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長等は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長等は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第59条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、6月に支給する業績反映部分については前年10月1日から3月31日までの期間、12月に支給する業績反映部分については同年4月1日から9月30日までの期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額にその者の勤務期間に応じ次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲内で理事長が前年度の法人の業績に応じて定める総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80

4 月以上 4 月 15 日未満	100 分の 70
3 月 15 日以上 4 月未満	100 分の 60
3 月以上 3 月 15 日未満	100 分の 50
2 月 15 日以上 3 月未満	100 分の 40
2 月以上 2 月 15 日未満	100 分の 30
1 月 15 日以上 2 月未満	100 分の 20
1 月以上 1 月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0 日	0

- (1) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第 3 号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第 4 号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 70 を乗じて得た額の総額
 - (3) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額
 - (4) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に 100 分の 35 を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じて得た額を超えることができない。
- 5 第 56 条第 5 項の規定は、第 2 項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第 59 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 6 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第 57 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 59 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- （年度末賞与）
- 第 60 条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく法人の当該年度の医業収支が特に良好な場合において、3 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対し、当該年度の 4 月 1 日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第 6 条第 5 項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が法人の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第 66 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当するもの
 - ア 禁錮以上の刑に処せられたもの
 - イ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ウ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人に対する信頼を確保し、

年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第10節 医師手当

(医師手当)

第61条 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分の合計額とする。

(定額部分)

第62条 定額部分は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、それぞれ別表第10に定める額を当該年度の間支給するものとし、免許取得後年度数における役職名は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院長の職にあるときの定額部分の月額が360,000円とし、副病院長の職にあるときの定額部分の月額は300,000円とする。

(加算部分)

第63条 加算部分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 資格等加算部分
- (2) 緊急医療加算部分
- (3) 産業医加算部分

(資格等加算部分)

第64条 資格等加算部分は、次に掲げる資格等を有する職員に、その資格等が業務に直接役立つと認められる場合に支給する。

- (1) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号。以下「告示」という。)第1条第2号の規定に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
- (2) 臨床研修を受けている医師に対する指導を行う臨床研修指導医
- (3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医

2 資格等加算部分の月額は、職員の有する前項の資格等の数に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

(緊急医療加算部分)

第65条 緊急医療加算部分は、医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が正規の勤務時間以外の時間に患者を診察し、緊急に必要な医学的処置を講ずるため、当該患者が入院した場合に支給する。

2 緊急医療加算部分の額は、次のとおりとする。

- (1) 当該職員が当直医であった場合 1件につき5,000円
- (2) 当直医からの依頼を受け、当該職員が自ら所属する診療科に入院の指示を行った場合 1件につき5,000円

(産業医加算部分)

第65条の2 産業医加算部分は、労働安全衛生法第13条に規定する産業医として選任され、法人の職員の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行う職員に支給する。

2 産業医加算部分の月額は、理事長が別に定める。

第11節 医務手当

(医務手当)

第66条 医務手当は、初期臨床研修医を除く医療職基本給表(1)の適用を受ける職員に対し、診療科毎の収益及び病院への貢献度等を勘案して理事長が定める基準により支給する。

2 医務手当は、一の給与期間の分を当該給与期間における基本給の支給定日に支給する。

第12節 専門看護手当等

(専門看護手当)

第67条 専門看護手当は、医療職基本給表(3)の適用を受ける職員が次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 告示第1条第2号の規定に基づき広告することができる看護師の専門性に関する資格及びこれに準ずると理事長が認めるものを有するとき。

(2) 前号の資格として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められるとき。

2 専門看護手当の月額、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、助産師については5,000円とする。

3 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(看護職調整手当)

第67条の2 看護職調整手当は、医療職基本給表(3)の適用を受ける職員に支給する。

2 看護職調整手当の月額、12,000円とする。

(看護補助者調整手当)

第67条の3 看護補助者調整手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員のうち、介護福祉士及び看護助手に支給する。

2 看護補助者調整手当の月額、6,000円とする。

(ベースアップ評価料等調整手当)

第67条の4 基本給表の適用を受ける職員に、ベースアップ評価料等調整手当を支給する。

2 ベースアップ評価料等調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医療職基本給表(1)及び医療職基本給表(2)の適用を受ける職員 15,000円

(2) 医療職基本給表(3)の適用を受ける職員 3,000円

(3) 事務職基本給表の適用を受ける職員で介護福祉士及び看護助手である職員 9,000円

(4) 事務職基本給表の適用を受ける職員で前号に掲げる職員以外の職員 15,000円

第13節 年末年始手当

(年末年始手当)

第68条 年末年始手当は年末年始期間(12月29日午前0時から1月3日午後12時までをいう。)に勤務を割り振られた職員に支給する。

2 年末年始手当の額は、次に定めるとおりとする。

区 分	支給金額
日勤・夜勤	1時間あたり250円
日直・宿直	1回あたり4,000円(ただし、宿日直勤務の時間が5時間以下の場合には、100分の50を乗じて得た額とする。)

3 年末年始手当は、年末年始期間の分を合算して2月における給与支給日に支給する。

4 年末年始手当の金額、内容等については2年ごとに評価し見直すこととする。

5 その他年末年始手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第69条 第18条から第30条まで、第53条、第54条及び第61条から第65条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第70条 職員が勤務しないときは、就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日並びに祝日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、いかなる給与も支給しない。ただし、勤務しない期間が1日の所定労働時間未満の場合は、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第71条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法の適用を受けて療養のため業務に服さない期間については、いかなる給与も支給しない。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規程第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中に、三重県市町村職員共済組合による傷病手当金の支給期間又は

健康保険法による傷病手当金の支給期間経過後、さらに休職期間が引き続く場合に限り、当該期間が6月に達するまでは、基本給、扶養手当及び住居手当の100分の50を支給する。

- 3 職員が就業規程第13条第1項に基づく次の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、住居手当のそれぞれ次の事由に定める割合を支給する。

- (1) 就業規程第13条第1項第3号または第5号の規定に該当して休職にされた場合 100分の70以内

- 4 就業規程第13条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 5 第2項から第3項までの規定による基本給、扶養手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(育児休業等取得者の給与)

第72条 就業規程第59条の規定により育児休業をしている職員には、その期間中給与を支給しない。

- 2 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、6月に支給する業績手当については前年10月1日から3月31日までの期間、12月に支給する業績手当については同年4月1日から9月30日までの期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

- 3 前項のこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 就業規程第59条の規定により育児休業していた期間の2分の1の期間

- (2) 就業規程第68条第1項の規定による停職の期間

- (3) 就業規程第13条第1項の規定により休職にされていた期間

- 4 職員が就業規程第59条に規定する育児部分休業の承認を受けて育児部分休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 5 前各項に規定するもののほか、育児休業及び育児部分休業をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業取得者の給与)

第73条 職員が就業規程第60条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 介護休業をした職員の業績手当の業績反映部分における勤務期間の算定については、当該介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間を除算する。

- 3 前2項に規定するもののほか、介護休業をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護部分休業取得者の給与)

第73条の2 就業規程第60条の2に規定する介護部分休業の承認を受けて介護部分休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 介護部分休業をした職員の業績手当の業績反映部分における勤務期間の算定については、当該介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間を除算する。

- 3 前2項に規定するもののほか、介護部分休業をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(専従休職者の給与)

第74条 就業規程第13条第1項第6号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

- 2 前項の期間は、業績手当の在職期間から除算する。

(復職時調整)

第75条 就業規程第13条第1項の規定により休職にされていた職員が復職し、同規程第59条若しくは第60条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再

び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務若しくは通勤による傷病に係る休職（休暇）、刑事事件に係る休職（無罪判決を受けた場合に限る。）、調査・研究・指導に係る休職及び業務上の災害若しくは通勤による災害を原因とする行方不明に係る休職の期間	3分の3以下
労働組合の業務への専従に係る休職の期間	3分の2以下
行方不明に係る休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）及び非結核性疾患に係る休職（休暇）の期間	3分の1以下
結核性疾患に係る休職（休暇）	2分の1以下
育児休業の期間	100分の100以下
介護休業の期間	2分の1以下

- 2 次の各号のいずれかに該当して休職にされ、又は休業をした職員が復職し、又は復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、理事長等はこれを調整することができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 育児休業の承認を受けた場合

第5章 雑則

（その他）

第76条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（承継職員に係る基本給の決定）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人桑名市総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例（平成21年桑名市条例第32号）により桑名市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する基本給表
医療職給料表（1）	医療職基本給表（1）
医療職給料表（2）	医療職基本給表（2）
医療職給料表（3）	医療職基本給表（3）
行政職給料表	事務職基本給表

- 3 前項の規定により適用することとなる基本給表の職務の級（以下「新級」という。）は、承継職員が施行日の前日に適用を受けていた給料表の職務の級（以下「旧級」という。）と同じ級又は同じ級に相当する級として理事長が定める級に決定するものとする。
- 4 前項の規定により決定された新級の号俸は、当該職員の桑名市職員としての在職期間等を勘案して理事長が定める号俸に決定するものとし、旧級の号給を受けていた期間は、新級の号俸を受ける期間に通算する。
- 5 この規程の施行前に、桑名市の条例、規則、病院事業管理規程及びその他の規程の規定により承継職員に対しなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。

- 6 第2項から前項までの規定は、平成21年9月30日をもって桑名市を退職して引き続き法人に採用された者について、同様に取り扱うものとする。
(桑名南医療センターにおける業務に係る経過措置)
- 7 この規程の施行前に、桑名南医療センターにおける業務に係る手当として支給されていたもののうち理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例により支給する。
(桑名東医療センターにおける経過措置)
- 8 桑名東医療センター職員で、その者の受ける基本給月額及び理事長の認める手当の月額が施行日の前日において支給されていた基本給月額及び理事長の認める手当の月額の合計額に達しないこととなる職員には平成26年3月31日までの期間、その差額を支給する。
(桑名東医療センターにおける業務に係る経過措置)
- 9 この規程の施行前に、桑名東医療センターにおける業務に係る手当として支給されていたもののうち理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例により支給する。
(桑名東医療センターにおける休職者の給与に係る経過措置)
- 10 この規程の施行前に、桑名東医療センターにおいてなされていた休職者の給与に係る取扱いについて理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例による取扱いとする。
(平成21年12月に支給する業績手当に関する特例措置)
- 11 平成21年12月に支給する業績手当に関する第54条第2項及び第3項並びに第57条第2項の規定の適用については、第54条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第57条第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、同項第3号中「100分の45」とあるのは「100分の50」と、同項第4号中「100分の35」とあるのは「100分の40」とする。
- 12 平成21年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の額は、この規程の規定にかかわらず、この規程の規定により算定される基礎的支給部分の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額）に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該基礎的支給部分は、支給しない。
- (1) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、理事長が定める職員にあっては理事長が定める日）において職員が受けるべき桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、管理職手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から11月30日までの期間において在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に支給された、給与条例に規定する期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(派遣職員の給与の取扱い)
- 13 桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年桑名市条例第28号）に基づき桑名市から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、桑名市と法人との間の取決めに、この規程の規定にかかわらず、給与条例に規定する給与に相当する給与の全額を給与条例の規定により支給する。
(この規程の見直し)
- 14 この規程は、法人の業績に応じ、又は職員間の均衡上必要な措置を講ずるため、原則として施行日から2年を経過するごとに、所要の見直しを行うことができる。
- 附 則（平成21年11月27日制定）
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成22年3月29日制定）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年4月22日制定）
この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年 9 月 9 日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、平成22年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年10月 1 日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日制定）

この規程は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年4月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月13日制定）

この規程は、平成25年12月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日制定）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日制定）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 1 日制定）

この規程は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 1 日制定）

この規程は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 1 日制定）

この規程は、平成27年12月28日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 4 月11日制定）

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日制定）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 10 日制定）

この規程は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 22 日制定）

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 11 日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、令和 2 年 2 月28日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 10 日制定）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
（手当の内払）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定に基づいて支給された危険業務手当は、改正後の規程の規定による危険業

務手当の内払とみなす。

附 則（令和３年６月９日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、令和３年６月１日から適用する。

附 則（令和３年９月８日制定）

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年２月９日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月９日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日制定）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年７月２７日制定）

この規程は、令和４年８月１日から施行する。

附 則（令和４年９月２８日制定）

１ この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

２ 第６７条の２に規定する看護職調整手当は、看護職員処遇改善評価料を算定している期間に限り支給する。

附 則（令和５年９月２７日制定）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年１１月２９日制定）

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附 則（令和６年２月５日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、令和６年２月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２７日制定）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１０月３０日制定）

（施行期日）

１ この規程は、令和６年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規程による改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程第５４条の規定は、この規程の施行の日以後に開始された派遣に係る派遣手当の支給について適用し、同日前に開始された派遣に係る派遣手当の支給については、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例による。

附 則（令和６年１１月２８日制定）

この規程は、令和６年１２月１日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定は、令和６年６月１日から適用する。

附 則（令和７年２月２６日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（1）

号俸	基本給月額 円
1	413,300
2	417,900
3	422,800
4	427,600
5	432,300
6	437,000
7	441,600
8	446,200
9	450,900
10	455,400
11	459,900
12	464,400
13	468,800
14	473,200
15	477,600
16	482,000
17	486,400
18	490,600
19	494,800
20	499,000
21	503,100
22	507,300
23	511,300
24	515,300
25	519,400
26	523,100
27	526,600
28	530,000
29	533,600
30	537,100
31	540,700
32	544,100
33	547,700
34	551,400
35	555,000
36	558,700
37	562,300
38	565,000
39	567,800
40	570,400
41	573,200
42	575,600
43	578,100
44	580,500
45	582,900
46	585,200
47	587,500
48	589,700
49	592,000
50	593,900
51	595,900
52	598,000

53	599,900
54	601,900
55	603,700
56	605,600
57	607,500
58	609,400
59	611,200
60	613,100
61	614,900
62	616,600
63	618,500
64	620,200
65	622,000
66	623,800
67	625,600
68	627,400
69	629,100
70	630,800
71	632,600
72	634,300
73	636,000
74	637,200
75	638,500
76	639,600
77	640,800
78	641,800
79	642,800
80	643,800
81	644,800
82	645,600
83	646,400
84	647,200
85	648,100
86	648,700
87	649,400
88	650,000
89	650,700
90	651,300
91	652,000
92	652,800
93	653,500
94	654,200
95	654,800
96	655,500
97	656,200
98	656,900
99	657,500
100	658,300
101	658,900
102	659,600
103	660,200
104	660,900

105	661,600
106	662,000
107	662,400
108	663,000
109	663,400
110	663,800
111	664,200
112	664,600
113	665,000
114	665,300
115	665,600
116	665,900
117	666,300
118	666,600
119	666,900
120	667,200
121	667,600
122	667,900
123	668,300
124	668,600
125	669,000
126	669,300
127	669,600
128	670,000
129	670,300
130	670,600
131	670,900
132	671,300
133	671,600

イ 医療職基本給表（２）

職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	170,500	210,000	263,900	293,100	337,000	380,800	447,300
2	171,900	211,400	265,000	294,900	339,000	383,500	450,000
3	173,400	212,900	266,300	297,000	340,900	386,100	452,500
4	174,800	214,200	267,400	298,900	342,900	388,800	455,200
5	176,100	215,400	268,600	300,700	344,700	391,100	457,600
6	177,900	216,600	269,800	302,800	346,800	393,900	460,200
7	179,700	218,000	271,000	304,600	348,800	396,500	462,700
8	181,300	219,600	272,000	306,600	350,800	399,300	465,300
9	182,900	221,100	273,100	308,400	352,700	401,400	467,700
10	184,700	222,600	273,800	310,000	354,800	403,700	470,200
11	186,300	224,000	274,500	311,600	356,800	405,900	472,800
12	188,200	225,600	275,400	313,200	358,900	408,200	475,300
13	189,700	227,100	276,400	314,900	360,400	410,200	477,800
14	191,500	228,600	277,400	316,900	362,500	412,200	479,400
15	193,500	230,000	278,400	318,900	364,400	414,300	480,700
16	195,400	231,300	279,500	320,700	366,400	416,300	482,000
17	197,300	232,700	280,800	322,600	368,300	418,200	483,200
18	199,700	234,000	282,300	324,500	370,300	420,100	484,600
19	202,000	235,200	283,900	326,500	372,400	422,000	485,900
20	204,400	236,300	285,600	328,300	374,300	423,900	487,200
21	206,800	237,400	287,100	330,100	376,000	425,700	488,400
22	208,400	238,500	288,700	332,100	378,100	427,300	489,900
23	210,000	239,700	290,300	333,900	380,100	429,000	491,300
24	211,400	240,900	292,000	335,800	382,100	430,500	492,500
25	212,900	242,100	293,600	337,600	383,600	432,000	493,900
26	214,200	243,200	295,100	339,500	385,400	433,300	495,300
27	215,400	244,200	296,700	341,400	387,200	434,700	496,700
28	216,600	245,600	298,300	343,300	389,000	436,000	498,100
29	218,000	247,000	299,600	344,600	390,700	437,300	499,500
30	219,600	251,400	301,200	346,400	392,200	438,600	500,700
31	221,100	252,700	302,700	348,200	393,800	439,800	501,800
32	222,600	253,800	304,200	350,000	395,300	440,900	502,900
33	224,000	255,200	305,700	351,700	396,600	442,100	504,000
34	225,600	256,400	307,400	353,600	398,000	443,300	505,000
35	227,100	257,600	309,000	355,400	399,300	444,600	505,900
36	228,600	258,800	310,600	357,300	400,400	445,800	506,800
37	230,000	259,600	312,000	358,900	401,500	447,100	507,800
38	231,300	260,900	313,600	360,600	402,600	447,900	
39	232,700	262,000	315,100	362,300	403,800	448,300	
40	234,000	263,100	316,700	363,900	404,900	449,100	
41	235,200	264,300	318,300	365,100	405,700	449,600	
42	236,300	265,200	319,900	366,200	406,500	450,000	
43	237,400	266,000	321,600	367,500	407,300	450,400	
44	238,500	266,800	323,100	368,700	408,200	450,800	
45	239,700	267,700	324,000	369,700	408,600	451,200	
46	240,900	268,700	325,400	370,500	409,200	451,600	
47	242,100	269,700	327,000	371,500	409,700	452,000	
48	243,200	270,800	328,600	372,700	410,100	452,300	
49	244,200	272,000	330,000	373,700	410,500	452,600	
50	245,600	273,500	331,300	374,700	410,800	453,000	
51	247,000	275,000	332,600	375,700	411,100	453,300	
52	248,200	276,400	333,800	376,600	411,400	453,600	
53	249,200	277,600	334,800	377,500	411,700	454,000	
54	250,600	279,200	335,800	378,300	412,000		
55	251,500	280,800	336,900	379,200	412,300		
56	252,700	282,300	337,800	380,000	412,600		

57	253, 900	283, 600	338, 300	380, 500	412, 900		
58	255, 100	285, 000	339, 200	381, 300	413, 300		
59	256, 100	286, 400	340, 000	382, 100	413, 600		
60	257, 100	287, 700	340, 900	383, 000	414, 000		
61	258, 000	288, 800	341, 700	383, 400	414, 200		
62	258, 800	290, 200	342, 000	384, 100	414, 500		
63	259, 600	291, 700	342, 500	384, 800	414, 800		
64	260, 500	293, 000	343, 100	385, 400	415, 100		
65	261, 300	294, 300	343, 700	385, 800	415, 300		
66	262, 200	296, 000	344, 400	386, 400			
67	263, 200	297, 500	345, 100	387, 100			
68	264, 100	298, 900	345, 700	387, 800			
69	265, 000	300, 100	346, 400	388, 200			
70	265, 700	301, 700	347, 000	388, 700			
71	266, 400	303, 000	347, 600	389, 200			
72	267, 000	304, 500	348, 200	389, 700			
73	267, 700	305, 800	348, 500	390, 300			
74	268, 300	307, 300	349, 100	390, 800			
75	268, 900	308, 700	349, 600	391, 400			
76	269, 500	310, 000	350, 100	392, 000			
77	270, 000	311, 100	350, 600	392, 500			
78	270, 600	312, 300	351, 100	393, 100			
79	271, 200	313, 500	351, 600	393, 600			
80	271, 700	314, 900	352, 100	394, 100			
81	272, 300	316, 300	352, 400	394, 400			
82	272, 800	317, 500	352, 700	394, 900			
83	273, 300	318, 700	353, 100	395, 300			
84	273, 800	319, 900	353, 400	395, 700			
85	274, 300	321, 300	353, 900	396, 100			
86	274, 800	322, 100	354, 200				
87	275, 200	322, 800	354, 500				
88	275, 700	323, 500	354, 800				
89	276, 200	324, 100	355, 200				
90	276, 600	324, 800	355, 500				
91	277, 000	325, 500	355, 900				
92	277, 400	326, 100	356, 200				
93	277, 800	326, 800	356, 600				
94	278, 200	327, 000	357, 000				
95	278, 600	327, 500	357, 300				
96	278, 900	328, 000	357, 600				
97	279, 300	328, 600	357, 900				
98	279, 700	329, 100	358, 300				
99	280, 000	329, 600	358, 700				
100	280, 400	330, 000	359, 100				
101	280, 800	330, 600	359, 600				
102	281, 100	331, 100	360, 000				
103	281, 400	331, 600	360, 400				
104	281, 800	332, 100	360, 800				
105	282, 100	332, 600	361, 300				
106	282, 400	333, 000					
107	282, 700	333, 200					
108	283, 000	333, 500					
109	283, 300	333, 900					
110	283, 600	334, 300					
111	283, 800	334, 700					
112	284, 100	335, 100					
113	284, 300	335, 400					
114	284, 600	335, 600					
115	284, 800	336, 000					
116	285, 100	336, 300					

117	285,300	336,600					
118	285,600	336,900					
119	285,800	337,200					
120	286,000	337,500					
121	286,300	337,700					
122	286,500	338,000					
123	286,700	338,400					
124	286,900	338,600					
125	287,100	338,800					
126	287,300	339,000					
127	287,400	339,400					
128	287,600	339,600					
129	287,800	339,800					
130	288,000	340,200					
131	288,200	340,600					
132	288,300	341,000					
133	288,500	341,200					
134	288,700						
135	288,800						
136	289,000						
137	289,100						
138	289,300						
139	289,400						
140	289,600						
141	289,700						
142	289,900						
143	290,000						
144	290,100						
145	290,200						
146	290,400						
147	290,500						
148	290,600						
149	290,800						
150	290,900						
151	291,000						
152	291,100						
153	291,200						
再雇用職員	220,600	249,300	263,000	288,700	330,300	373,500	436,400

ウ 医療職基本給表（３）

職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	187,100	215,200	258,600	277,800	299,600	339,400	383,600
2	188,500	217,100	260,100	278,700	301,200	341,400	386,200
3	190,100	219,100	261,600	279,500	302,800	343,500	389,000
4	191,500	221,100	263,000	280,300	304,400	345,500	391,600
5	193,000	223,100	264,200	280,900	305,700	347,600	393,900
6	194,600	225,000	265,000	281,800	307,500	349,700	396,100
7	196,100	226,800	265,900	282,500	309,100	351,700	398,500
8	197,600	228,500	266,600	283,400	310,700	353,800	400,800
9	198,900	230,300	267,300	284,300	312,400	355,300	402,700
10	200,600	231,700	268,000	284,900	313,800	357,400	404,900
11	202,200	233,000	268,800	285,900	315,000	359,300	407,100
12	203,700	233,900	269,500	286,800	316,400	361,300	409,400
13	205,200	235,400	270,400	287,700	317,600	363,300	411,300
14	207,200	236,400	271,300	288,600	319,200	365,300	413,400
15	209,400	237,400	272,100	289,500	320,800	367,400	415,500
16	211,400	238,300	273,000	290,400	322,500	369,400	417,500

17	213,400	239,400	273,500	291,500	324,000	371,300	419,600
18	215,500	240,900	274,300	292,500	325,500	373,400	421,800
19	217,600	242,300	275,100	293,500	327,100	375,500	424,100
20	219,700	243,400	276,000	294,600	328,500	377,600	426,200
21	221,600	244,500	276,700	296,000	329,900	379,300	428,100
22	223,300	246,200	277,400	297,400	331,300	381,400	430,100
23	225,100	247,900	278,100	298,600	332,900	383,600	431,900
24	226,800	249,300	278,900	299,800	334,300	385,600	433,900
25	228,100	250,600	279,700	301,000	335,700	387,600	435,600
26	229,500	251,900	280,500	302,400	337,200	389,200	437,200
27	230,600	253,300	281,300	303,800	338,600	391,000	439,000
28	231,600	254,600	282,100	305,200	340,000	392,900	440,600
29	232,700	256,100	283,100	306,300	341,100	394,600	441,900
30	233,500	257,100	284,200	307,600	342,700	396,300	443,200
31	234,300	257,900	285,700	308,900	344,100	398,300	444,900
32	235,100	258,600	286,900	310,100	345,600	400,000	446,400
33	236,200	259,400	288,100	311,400	347,200	401,700	448,100
34	237,400	260,400	289,400	312,800	348,700	403,500	449,800
35	238,500	261,300	290,500	314,200	350,200	405,300	451,200
36	239,500	262,000	291,800	315,600	351,700	407,000	452,600
37	240,600	262,700	293,200	317,000	353,400	408,700	453,700
38	241,900	263,600	294,300	318,300	355,000	410,400	455,100
39	243,200	264,500	295,400	319,700	356,500	412,200	456,400
40	244,400	265,500	296,500	321,100	358,100	414,100	457,800
41	245,300	265,900	297,500	322,700	359,300	415,600	458,800
42	246,300	266,700	298,700	324,100	360,800	417,100	459,600
43	247,300	267,500	299,900	325,500	362,400	418,700	460,400
44	248,300	268,200	301,200	326,900	363,800	420,000	461,000
45	249,300	268,900	302,300	327,700	365,200	421,100	461,900
46	250,400	269,600	303,600	329,100	366,200	422,200	462,600
47	251,300	270,400	304,900	330,500	367,700	423,400	463,400
48	252,100	271,100	306,200	332,100	369,000	424,600	464,300
49	252,900	271,800	307,300	333,200	370,300	425,900	465,000
50	253,800	272,600	308,500	334,500	371,700	427,000	465,700
51	254,700	273,300	309,700	335,800	373,100	428,200	466,400
52	255,600	274,200	311,100	337,200	374,400	429,400	467,200
53	256,200	275,100	312,500	338,500	375,900	430,600	468,000
54	257,100	276,300	313,800	339,800	377,100	431,600	468,800
55	258,000	277,400	315,100	341,100	378,300	432,700	469,600
56	258,800	278,600	316,400	342,500	379,500	433,900	470,300
57	259,500	279,800	317,200	343,400	380,600	435,000	471,100
58	260,500	281,300	318,400	344,700	381,500	435,500	
59	261,100	282,600	319,600	345,900	382,600	436,100	
60	261,900	283,900	321,000	347,300	383,500	436,500	
61	262,600	285,100	322,200	348,300	384,100	437,100	
62	263,300	286,400	323,500	349,200	384,900	437,600	
63	264,000	287,500	324,700	350,300	385,700	438,000	
64	264,700	288,600	325,900	351,500	386,500	438,600	
65	265,400	289,600	327,200	352,700	387,200	439,100	
66	266,100	290,900	328,500	353,900	388,000	439,500	
67	266,700	292,100	329,700	355,100	388,800	439,800	
68	267,300	293,100	330,900	356,100	389,500	440,100	
69	267,900	294,100	331,700	357,200	390,100	440,500	
70	268,500	295,500	332,800	358,200	390,700		
71	269,300	296,900	333,900	359,300	391,400		
72	270,100	298,100	334,800	360,400	392,000		
73	271,400	299,100	335,900	361,200	392,800		
74	272,500	300,400	336,700	362,400	393,300		
75	273,500	301,700	337,800	363,500	393,900		
76	274,500	302,900	338,900	364,500	394,400		

77	275, 500	304, 200	340, 000	365, 200	394, 800		
78	276, 200	305, 400	341, 200	366, 000	395, 400		
79	277, 000	306, 700	342, 400	366, 800	395, 900		
80	277, 700	307, 900	343, 500	367, 600	396, 200		
81	278, 500	308, 400	344, 600	368, 200	396, 500		
82	279, 000	309, 600	345, 700	368, 700	397, 000		
83	279, 600	310, 700	346, 800	369, 300	397, 400		
84	280, 100	311, 900	347, 900	369, 800	397, 800		
85	280, 700	313, 000	348, 800	370, 400	398, 100		
86	281, 100	314, 200	349, 800	370, 900	398, 600		
87	281, 600	315, 400	350, 700	371, 500	399, 100		
88	282, 000	316, 600	351, 700	372, 000	399, 500		
89	282, 500	317, 700	352, 700	372, 500	399, 800		
90	282, 900	318, 900	353, 500	372, 900	400, 200		
91	283, 400	320, 100	354, 300	373, 500	400, 700		
92	283, 800	321, 100	355, 100	374, 000	401, 100		
93	284, 200	321, 800	355, 700	374, 300	401, 500		
94	284, 600	322, 300	356, 300	374, 800			
95	285, 000	322, 800	357, 100	375, 200			
96	285, 400	323, 400	357, 700	375, 500			
97	285, 900	323, 900	358, 100	376, 100			
98	286, 200	324, 400	358, 500	376, 600			
99	286, 600	324, 900	359, 000	377, 100			
100	286, 900	325, 400	359, 400	377, 700			
101	287, 300	325, 800	359, 900	378, 300			
102	287, 600	326, 200	360, 300	378, 800			
103	287, 900	326, 700	360, 800	379, 300			
104	288, 300	327, 100	361, 200	379, 700			
105	288, 600	327, 500	361, 500	380, 300			
106	288, 900	327, 900	362, 100	380, 800			
107	289, 200	328, 200	362, 500	381, 300			
108	289, 500	328, 600	362, 800	381, 800			
109	289, 800	329, 000	363, 300	382, 500			
110	290, 100	329, 300	363, 800	382, 900			
111	290, 400	329, 600	364, 300	383, 400			
112	290, 700	329, 900	364, 800	383, 900			
113	291, 000	330, 200	365, 300	384, 500			
114	291, 200	330, 500	365, 800				
115	291, 500	330, 800	366, 300				
116	291, 700	331, 100	366, 700				
117	292, 000	331, 300	367, 200				
118	292, 200	331, 600	367, 600				
119	292, 500	331, 900	368, 100				
120	292, 700	332, 100	368, 600				
121	293, 000	332, 400	369, 000				
122	293, 200	332, 600	369, 500				
123	293, 400	332, 800	370, 000				
124	293, 600	333, 100	370, 500				
125	293, 800	333, 300	370, 800				
126	294, 000	333, 500					
127	294, 200	333, 600					
128	294, 400	333, 800					
129	294, 600	334, 000					
130	294, 800	334, 200					
131	295, 000	334, 400					
132	295, 200	334, 500					
133	295, 300	334, 700					
134	295, 500	334, 900					
135	295, 700	335, 000					
136	295, 900	335, 200					

137	296, 100	335, 300					
138	296, 200	335, 500					
139	296, 400	335, 600					
140	296, 500	335, 700					
141	296, 700	335, 800					
142	296, 800	335, 900					
143	296, 900	336, 000					
144	297, 100	336, 100					
145	297, 200	336, 200					
146	297, 300	336, 300					
147	297, 500	336, 400					
148	297, 600	336, 600					
149	297, 800	336, 700					
150	297, 900	336, 800					
151	298, 000	336, 900					
152	298, 100	337, 000					
153	298, 200	337, 100					
154	298, 300						
155	298, 400						
156	298, 500						
157	298, 600						
158	298, 700						
159	298, 800						
160	298, 900						
161	299, 000						
162	299, 100						
163	299, 200						
164	299, 300						
165	299, 400						
166	299, 500						
167	299, 600						
168	299, 700						
169	299, 800						
再雇用職員	240, 800	261, 500	268, 800	279, 200	295, 900	333, 800	379, 200

別表第2 事務職基本給表（第11条関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150, 000	165, 300	245, 700	277, 000	329, 500	372, 800	418, 500
2	151, 000	166, 400	247, 200	278, 600	331, 800	375, 400	420, 900
3	152, 000	167, 600	248, 600	280, 100	334, 000	377, 900	423, 500
4	153, 100	168, 800	250, 100	281, 800	336, 000	380, 300	425, 900
5	154, 200	169, 900	251, 300	283, 300	338, 100	382, 200	427, 800
6	155, 300	171, 000	252, 900	285, 000	340, 100	384, 800	430, 000
7	156, 400	172, 100	254, 400	286, 900	342, 100	387, 100	432, 100
8	157, 400	173, 200	255, 900	288, 700	344, 000	389, 700	434, 400
9	158, 400	174, 300	257, 000	290, 400	345, 900	392, 100	436, 300
10	159, 500	175, 700	258, 400	292, 400	348, 000	394, 800	438, 400
11	160, 600	177, 000	259, 900	294, 200	350, 000	397, 400	440, 600
12	161, 700	178, 300	261, 300	296, 100	352, 100	400, 100	442, 500
13	162, 600	179, 600	262, 600	297, 900	353, 900	402, 400	444, 300
14	163, 300	181, 100	263, 800	299, 500	355, 900	404, 800	446, 100
15	164, 000	182, 600	265, 000	301, 000	357, 900	407, 000	448, 000
16	164, 600	184, 300	266, 300	302, 400	359, 800	409, 400	450, 000
17	165, 300	185, 400	267, 500	303, 900	361, 500	411, 200	451, 800
18	166, 400	186, 800	268, 800	306, 000	363, 600	413, 200	453, 600
19	167, 600	188, 200	270, 100	308, 000	365, 400	415, 100	455, 500
20	168, 800	189, 700	271, 500	309, 800	367, 400	416, 900	457, 200

21	169,900	191,000	272,900	311,600	369,300	418,800	459,100
22	171,000	193,300	274,400	313,500	371,200	420,600	460,600
23	172,100	195,600	276,100	315,400	373,200	422,400	462,000
24	173,200	197,800	277,600	317,300	375,100	424,300	463,500
25	174,300	200,100	279,200	319,000	377,000	425,900	465,000
26	175,700	201,800	281,000	321,000	379,000	427,400	466,300
27	177,000	203,300	282,600	323,100	380,900	429,000	467,600
28	178,300	204,900	284,200	325,000	382,900	430,500	468,800
29	179,600	206,400	285,900	326,800	384,400	432,000	469,900
30	181,100	207,800	287,400	328,800	386,200	433,300	470,600
31	182,600	209,300	288,900	330,800	388,100	434,700	471,400
32	184,300	210,700	290,400	332,900	389,700	435,900	472,100
33	185,400	212,100	291,600	334,100	391,400	437,100	472,800
34	186,800	213,800	293,200	336,100	392,900	438,400	473,600
35	188,200	215,600	294,700	338,100	394,300	439,800	474,400
36	189,700	217,100	296,300	340,100	395,700	441,000	475,000
37	191,000	218,600	297,700	342,100	397,100	442,200	475,500
38	193,300	220,500	299,300	344,000	398,400	443,000	476,100
39	195,600	222,200	301,000	345,900	399,600	443,900	476,700
40	197,800	223,900	302,600	347,900	400,600	444,700	477,300
41	200,100	225,500	304,100	349,700	401,700	445,300	477,800
42	201,800	227,000	305,700	351,600	403,000	446,000	478,300
43	203,300	228,500	307,300	353,500	404,100	446,700	478,700
44	204,900	230,100	308,800	355,300	405,200	447,400	479,000
45	206,400	231,300	310,400	356,800	405,900	448,200	479,400
46	207,800	232,700	312,100	358,300	406,600	449,100	
47	209,300	234,100	313,700	359,700	407,300	449,500	
48	210,700	235,600	315,200	361,200	408,100	450,200	
49	212,100	237,000	316,200	362,800	408,700	450,700	
50	213,400	238,600	317,700	363,600	409,300	451,100	
51	214,800	240,200	319,200	364,600	409,800	451,500	
52	216,100	241,600	320,800	365,600	410,200	451,900	
53	217,400	242,800	322,500	366,500	410,600	452,300	
54	218,600	244,400	324,100	367,700	410,900	452,700	
55	219,900	246,000	325,600	368,600	411,200	453,100	
56	221,000	247,400	327,200	369,600	411,500	453,400	
57	222,100	248,400	328,600	370,500	411,800	453,700	
58	223,200	250,000	329,800	371,200	412,100	454,200	
59	224,200	251,300	330,900	371,900	412,400	454,500	
60	225,300	252,500	332,100	372,600	412,700	454,800	
61	226,200	253,600	332,800	373,000	413,100	455,100	
62	227,100	254,600	333,700	373,600	413,400		
63	228,000	255,600	334,500	374,300	413,700		
64	228,900	256,500	335,300	375,000	414,000		
65	229,900	257,400	336,100	375,300	414,300		
66	230,800	258,300	336,600	376,000	414,600		
67	231,700	259,100	337,200	376,700	414,900		
68	232,600	259,900	337,900	377,400	415,200		
69	233,400	260,700	338,700	377,700	415,400		
70	234,300	261,800	339,400	378,300	415,700		
71	235,300	263,000	340,100	379,000	416,000		
72	236,100	264,100	340,700	379,600	416,200		
73	236,400	265,400	341,200	379,900	416,400		
74	237,200	266,400	341,900	380,500	416,700		
75	237,900	267,500	342,400	381,200	417,000		
76	238,500	268,600	343,000	381,800	417,200		
77	239,100	269,600	343,300	382,200	417,400		
78	239,900	270,400	343,800	382,800			
79	240,500	271,200	344,200	383,400			
80	241,000	272,000	344,600	383,900			

81	241,500	272,800	345,000	384,400			
82	242,000	273,500	345,500	385,000			
83	242,500	274,200	346,000	385,500			
84	243,100	274,900	346,500	385,800			
85	243,600	275,600	346,900	386,200			
86	244,100	276,200	347,300	386,700			
87	244,600	276,800	347,800	387,100			
88	245,200	277,500	348,200	387,600			
89	245,700	278,100	348,500	388,000			
90	246,200	278,700	348,900	388,500			
91	246,600	279,200	349,400	388,900			
92	247,100	279,800	349,800	389,300			
93	247,600	280,300	350,000	389,600			
94	248,100	280,900	350,400				
95	248,600	281,400	350,900				
96	249,100	281,900	351,300				
97	249,500	282,400	351,500				
98	250,100	282,800	352,000				
99	250,500	283,300	352,400				
100	250,900	283,800	352,700				
101	251,300	284,200	353,000				
102	251,700	284,600	353,400				
103	252,100	285,000	353,800				
104	252,500	285,400	354,200				
105	252,900	285,900	354,700				
106	253,400	286,200	355,100				
107	253,700	286,600	355,500				
108	254,000	286,900	355,900				
109	254,300	287,300	356,400				
110	254,600	287,600	356,800				
111	255,000	288,000	357,200				
112	255,300	288,400	357,500				
113	255,600	288,700	358,000				
114	255,900	289,000					
115	256,200	289,300					
116	256,500	289,600					
117	256,800	289,800					
118	257,100	290,100					
119	257,400	290,400					
120	257,700	290,700					
121	258,000	291,000					
122	258,300	291,200					
123	258,600	291,400					
124	258,900	291,600					
125	259,200	291,900					
126	259,500	292,100					
127	259,800	292,300					
128	260,200	292,600					
129	260,500	292,800					
130	260,800	293,000					
131	261,100	293,100					
132	261,400	293,300					
133	261,700	293,500					
134	262,000	293,700					
135	262,300	293,900					
136	262,600	294,000					
137	262,900	294,200					
138	263,200	294,400					
139	263,500	294,500					
140	263,800	294,700					

141	264, 100	294, 800					
142	264, 400	295, 000					
143	264, 700	295, 100					
144	265, 000	295, 300					
145	265, 400	295, 400					
146	265, 700	295, 600					
147	266, 000	295, 700					
148	266, 300	295, 800					
149	266, 600	296, 000					
150	266, 900	296, 100					
151	267, 200	296, 200					
152	267, 500	296, 300					
153	267, 800	296, 400					
154	268, 100	296, 500					
155	268, 400	296, 600					
156	268, 700	296, 700					
157	269, 000	296, 800					
これより1号棒ずつ上昇	これより300円ずつ上昇						
221	288, 200						
これより1号棒ずつ上昇	これより200円ずつ上昇						
242	292, 400						
これより1号棒ずつ上昇	これより100円ずつ上昇						
281	296, 300						
再雇用職員	202, 500	220, 500	261, 300	281, 100	296, 500	322, 500	365, 100

別表第3（第11条、第12条関係）

ア 医療職基本給表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	困難な業務を行う医療技術職員の職務
3 級	主任の職務
4 級	副室長又は総括主任の職務
5 級	室長又は副薬剤部長の職務
6 級	薬剤部長の職務又は薬剤部を除く医療技術職を統括する統括技師長の職務
7 級	医療技術職を統括する統括部長の職務

備考

- この表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
- 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合には、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
- 前2項の規定は、以下の級別標準職務表においても適用する。

イ 医療職基本給表（3）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	保健師、助産師、若しくは看護師又は准看護師の職務
2 級	困難な業務を行う保健師、助産師若しくは看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	主任の職務
4 級	副看護師長の職務
5 級	看護師長の職務
6 級	副看護部長の職務
7 級	看護部長の職務

ウ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員又は労務職員の職務
2 級	困難な業務を行う一般職員又は困難な業務を行う労務職員の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長又は副室長の職務
5 級	課長又は室長の職務
6 級	副管理部長の職務
7 級	管理部長の職務

別表第 4（第12条関係）

ア 医療職基本給表（1）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	大学 6 卒	1 号俸

イ 医療職基本給表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 卒	1 級37号俸
	大学卒	1 級29号俸
診療放射線技師	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
臨床検査技師	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
管理栄養士	大学卒	1 級29号俸
臨床工学技士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
理学療法士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
作業療法士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
視能訓練士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
言語聴覚士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
歯科衛生士	短大卒	1 級21号俸

	高校専攻科卒	1 級17号俸
歯科技工士	短大卒	1 級21号俸
	高校卒	1 級13号俸

ウ 医療職基本給表（3）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	1 級38号俸
	短大 3 卒	1 級32号俸
看護師	大学卒	1 級36号俸
	短大 3 卒	1 級32号俸
	短大 2 卒	1 級32号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第 3 号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては 1 級40号俸、「短大 2 卒」にあつては 1 級36号俸とする。

エ 事務職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務職員	大学卒	1 級41号俸
	短大卒	1 級31号俸
	高校卒	1 級21号俸

別表第 5（第12条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	1 学校教育法による大学院修士課程の修了 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学 6 卒	1 学校教育法による大学の医学又は歯学に関する学科（同法第 85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）の卒業後の臨床研修の修了 2 学校教育法による大学の薬学に関する学科の卒業 3 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学 4 卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 2 国立看護大学校の卒業 3 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助

		産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 4 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
短大卒	短大３卒	1 学校教育法による３年制の短期大学の卒業 2 学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 3 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 4 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業
		6 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 7 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 8 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 9 言語聴覚士法（平成９年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあつては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 10 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 11 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	短大 2 卒	1 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 2 学校教育法による高等専門学校卒業 3 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 4 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 5 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 6 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 7 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）による介護福祉士学校又は介護福祉士養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 8 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
高校卒	高校専攻科卒	1 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 3 卒	1 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 2 卒	1 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第 6（第 13 条関係）

ア 医療職基本給表（2）昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1
18	1	1	2	2	2	1
19	1	1	3	3	3	1
20	1	1	4	4	4	1
21	1	1	5	5	5	1
22	1	1	6	6	6	1
23	1	1	7	7	7	1
24	2	1	8	8	8	1
25	3	1	9	9	9	1
26	4	1	10	10	10	2
27	5	1	11	11	11	3
28	6	1	12	12	12	4
29	7	1	13	13	13	5
30	8	1	14	14	14	6
31	9	1	15	15	15	7

イ 医療職基本給表（3）昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15

32	10	1	16	16	16	8
33	11	1	17	17	17	9
34	12	2	18	18	18	10
35	13	3	19	19	19	11
36	14	4	20	20	20	12
37	15	5	21	21	21	13
38	16	6	22	22	21	13
39	17	7	23	23	22	13
40	18	8	24	24	22	13
41	19	9	25	25	23	14
42	20	10	26	26	23	14
43	21	11	27	27	24	14
44	22	12	28	28	24	14
45	23	13	29	29	25	15
46	24	14	30	30	25	15
47	25	15	31	31	25	15
48	26	16	32	32	26	15
49	27	17	33	33	26	16
50	28	18	33	33	26	16
51	29	19	34	34	27	16
52	30	20	34	34	27	16
53	31	21	35	35	27	17
54	32	22	35	35	28	
55	33	23	36	36	28	
56	34	24	36	36	28	
57	35	25	37	37	29	
58	36	26	38	37	29	
59	37	27	39	37	30	
60	38	28	40	38	30	
61	39	29	41	38	31	
62	40	30	41	38	31	
63	41	31	41	39	32	
64	42	32	42	39	32	
65	43	33	42	39	33	
66	44	34	42	40		
67	45	35	43	40		
68	46	36	43	40		
69	47	37	43	41		
70	48	38	44	41		
71	49	39	44	42		
72	50	40	44	42		
73	51	41	45	43		
74	52	42	45	43		
75	53	43	45	44		
76	54	44	45	44		
77	55	45	46	45		
78	56	46	46	45		
79	57	47	46	46		
80	58	48	46	46		
81	59	49	47	47		
82	60	50	47	47		
83	61	51	47	48		
84	62	52	47	48		
85	63	53	48	49		
86	64	54	48			
87	65	55	48			
88	66	56	48			
89	67	57	49			
90	67	58	49			

32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	

91	68	59	49	
92	68	60	50	
93	69	61	50	
94	69	61	50	
95	70	62	51	
96	70	62	51	
97	71	63	51	
98	71	63	52	
99	72	64	52	
100	72	64	52	
101	73	65	53	
102	73	65	53	
103	74	66	54	
104	74	66	54	
105	75	67	55	
106	75	67		
107	75	68		
108	75	68		
109	75	69		
110	76	70		
111	76	71		
112	76	72		
113	76	73		
114	76	73		
115	77	74		
116	77	74		
117	77	75		
118	77	75		
119	77	76		
120	78	76		
121	78	77		
122	78	77		
123	78	78		
124	78	78		
125	79	79		
126	79	79		
127	79	80		
128	79	80		
129	79	81		
130	79	81		
131	79	82		
132	79	82		
133	79	83		
134	80			
135	80			
136	80			
137	80			
138	80			
139	80			
140	80			
141	80			
142	80			
143	81			
144	81			
145	81			
146	81			
147	81			
148	81			
149	81			

91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			

150	81
151	81
152	82
153	82

150	94	96
151	94	96
152	94	96
153	95	97
154	95	
155	95	
156	95	
157	96	
158	96	
159	96	
160	96	
161	97	
162	97	
163	97	
164	98	
165	98	
166	98	
167	99	
168	99	
169	99	

ウ 事務職基本給表昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	2
15	1	1	1	7	3	3
16	1	1	1	8	4	4
17	1	1	1	9	5	5
18	2	1	2	10	6	6
19	3	1	3	11	7	7
20	4	1	4	12	8	8
21	5	1	5	13	9	9
22	6	1	6	14	10	10
23	7	1	7	15	11	11
24	8	1	8	16	12	12
25	9	1	9	17	13	13
26	10	1	10	18	14	14
27	11	1	11	19	15	15
28	12	1	12	20	16	16
29	13	1	13	21	17	17
30	14	1	14	22	18	18
31	15	1	15	23	19	19
32	16	1	16	24	20	20
33	17	1	17	25	21	21
34	18	1	18	26	21	22
35	19	1	19	27	22	23
36	20	1	20	28	22	24
37	21	1	21	29	23	25
38	22	1	22	30	23	25
39	23	1	23	31	24	26
40	24	1	24	32	24	26
41	25	1	25	33	25	27
42	26	1	26	34	25	27

43	27	1	27	35	26	28
44	28	1	28	36	26	28
45	29	1	29	37	27	29
46	30	1	30	38	27	29
47	31	1	31	39	28	30
48	32	1	32	40	28	30
49	33	1	33	41	29	31
50	34	2	34	41	29	31
51	35	3	35	42	29	32
52	36	4	36	42	30	32
53	37	5	37	43	30	33
54	38	6	38	43	30	33
55	39	7	39	44	31	34
56	39	8	40	44	31	34
57	40	9	41	45	31	35
58	40	10	42	45	32	35
59	41	11	43	46	32	36
60	42	12	44	46	32	36
61	43	13	45	47	33	37
62	43	14	45	47	33	
63	44	15	45	48	34	
64	45	16	46	48	34	
65	46	17	46	49	35	
66	46	18	46	49	35	
67	47	19	47	50	36	
68	47	20	47	50	36	
69	48	21	47	51	37	
70	48	22	48	51	37	
71	49	23	48	52	38	
72	49	24	48	52	38	
73	50	25	49	53	39	
74	50	26	49	54	39	
75	51	27	49	55	40	
76	51	28	50	56	40	
77	52	29	50	57	41	
78	52	30	50	58		
79	53	31	51	59		
80	54	32	51	60		
81	54	33	51	61		
82	55	34	52	62		
83	55	35	52	63		
84	56	36	52	64		
85	56	37	53	65		
86	56	38	53	66		
87	57	39	53	67		
88	57	40	53	68		
89	58	41	54	69		
90	58	41	54	70		
91	59	42	54	71		
92	59	42	54	72		
93	59	43	55	73		
94	60	43	55			
95	60	44	55			
96	61	44	55			
97	61	45	56			
98	62	45	56			
99	62	46	56			
100	63	46	56			
101	63	47	57			

102	64	47	57
103	64	48	58
104	64	48	58
105	65	49	59
106	65	49	59
107	66	49	60
108	66	49	60
109	66	50	61
110	66	50	61
111	67	50	62
112	67	50	62
113	67	51	63
114	67	51	
115	67	51	
116	68	51	
117	68	52	
118	68	52	
119	68	52	
120	68	52	
121	69	53	
122	69	53	
123	69	53	
124	69	53	
125	70	53	
126	70	54	
127	70	54	
128	70	54	
129	70	54	
130	70	54	
131	71	55	
132	71	55	
133	71	55	
134	71	55	
135	71	55	
136	72	56	
137	72	56	
138	72	56	
139	72	56	
140	72	56	
141	73	57	
142	73	57	
143	73	57	
144	73	57	
145	73	58	
146	74	58	
147	74	58	
148	74	58	
149	75	59	
150	75	59	
151	75	59	
152	75	59	
153	76	60	
154	76	60	
155	76	60	
156	77	60	
157	77	61	
158	77		
159	77		
160	78		

161	78
162	79
163	79
164	79
165	80
166	80
167	80
168	81
169	81
170	82
171	82
172	83
173	83
174	83
175	84
176	84
177	85
178	85
179	86
180	86
181	87
182	87
183	88
184	88
185	89
186	89
187	89
188	90
189	91
190	91
191	92
192	92
193	93
194	93
195	94
196	94
197	95
198	96
199	96
200	97
201	97
202	98
203	99
204	99
205	100
206	101
207	101
208	102
209	103
210	104
211	104
212	105
213	106
214	107
215	108
216	109
217	109
218	110
219	111

220	112
221	113
222	113
223	114
224	115
225	116
226	116
227	117
228	118
229	119
230	119
231	120
232	121
233	121
234	122
235	123
236	124
237	125
238	126
239	127
240	128
241	129
242	129
244	131
245	131
246	132
247	132
248	133
249	133
250	134
251	135
252	135
253	136
254	136
255	137
256	137
257	138
258	139
259	139
260	140
261	141
262	141
263	142
264	143
265	143
266	144
267	145
268	145
269	146
270	147
271	148
272	149
273	149
274	150
275	151
276	152
277	153
278	154
279	155

280	156
281	157

別表第 7（第15条関係）
基本給表別職員層区分表

区分	臨床研修層	一般職層	管理職層
医療職基本給表（1）	臨床研修を受けている職員	臨床研修層又は管理職層に該当する職員以外の職員	病院長、副病院長、部長（理事長が認める者に限る。）
医療職基本給表（2）	—	1 級～ 4 級	5 級（理事長が役職手当支給を認めた室長、副薬剤部長に限る）～ 7 級
医療職基本給表（3）	—	1 級～ 4 級	5 級～ 7 級
事務職基本給表	—	1 級～ 4 級	5 級～ 7 級

別表第 8（第39条関係）
役職手当適用区分表

区分	職名	職務の級	月額
医療職基本給表（1）	病院長	—	350,000円
	副病院長	—	250,000円
	部長（理事長が認める者に限る。）	—	70,400円
医療職基本給表（2）	統括部長	7 級	70,400円
	薬剤部長	6 級	60,800円 （ただし、統括部長が欠員の場合は 63,000円）
	統括技師長	6 級	60,800円 （ただし、統括部長が欠員の場合は 63,000円）
	副薬剤部長	5 級	39,000円
	室長	5 級	58,300円
	管理又は監督その他の地位にある職員（理事長が認める者に限る。）	理事長が別に定める	理事長が別に定める
医療職基本給表（3）	看護部長	7 級	70,400円
	副看護部長	6 級	60,800円
	看護師長	5 級	58,300円
	管理又は監督その他の地位にある職員（理事長が認める者に限る。）	理事長が別に定める	理事長が別に定める
事務職基本給表	管理部長	7 級	70,400円
	副管理部長	6 級	60,800円
	課長又は室長	5 級	58,300円

別表第9（第56条関係）

基礎的支給部分算定基礎額に係る加算割合適用区分表

区分	職員	加算割合
医療職基本給表（１）	免許取得後年度数12の職員	100分の15
	免許取得後年度数7の職員	100分の10
	免許取得後年度数5の職員	100分の5
医療職基本給表（２）	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
医療職基本給表（３）	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
事務職基本給表	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5

別表第10（第62条関係）

医師手当（定額部分）月額表

免許取得 後年度数	役職名	月額
		円
1		0
2		0
3		131,000
4		131,000
5		131,000
6		131,000
7	医長	170,000
8		170,000
9		170,000
10		170,000
11		170,000
12		170,000
13		170,000
14		170,000
15	部長	200,000
16		200,000
17		200,000
18		200,000
19		200,000
20		200,000
21		200,000
22		200,000
23		230,000
24		230,000
25		230,000
26		230,000
27		230,000

28		230,000
29		230,000
30		230,000
31		230,000
32		230,000
33		230,000
34		230,000
35		230,000
36		230,000
37		230,000
38		230,000
39		230,000
40		230,000
41		230,000
42		230,000
43		230,000
44		230,000
45		230,000